

**【引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）  
が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 178,942千円(A)  
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,447,396千円(B)

(単位:千円)

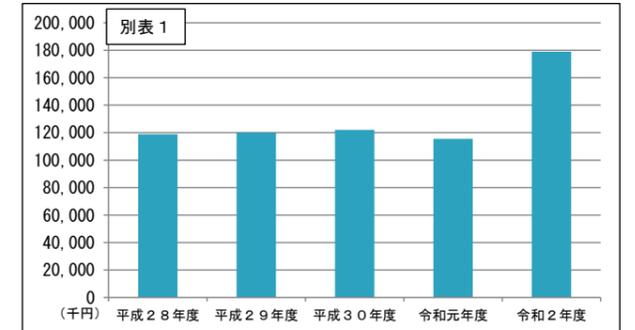
事業名	経費 (C)	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国庫支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金 (C/B×A)	その他
<b>①高齢者福祉事業</b> 地域生活支援事業、門口除雪サービス、高齢者温泉等利用料扶助事務など	30,118		4,688	2,202	23,228
<b>②障害者福祉事業</b> 日常生活用具及び補装具給付事務、更生医療扶助事務など	611,749	427,735	3,372	44,728	135,914
<b>③児童福祉事業</b> 児童手当・児童扶養手当支給事務など	195,950	128,202	10,731	14,327	42,690
<b>④ひとり親福祉事業</b> ひとり親医療費扶助事務など	9,028	5,349	207	660	2,812
<b>⑤生活保護事業</b> 生活保護支給事務など	504,096	386,161		36,857	81,078
<b>⑥就学援助事業</b> 修学奨励金交付事務、就学援助費扶助事務など	50,291	255	8,358	3,677	38,001
<b>小計(1)</b>	<b>1,401,232</b>	<b>947,702</b>	<b>27,356</b>	<b>102,451</b>	<b>323,723</b>
<b>①国民健康保険事業</b> 国民健康保険特別会計への繰出金	168,886	72,251		12,348	84,287
<b>②後期高齢者事業</b> 後期高齢者医療特別会計への繰出金	363,038	65,936	3,356	26,544	267,202
<b>③介護保険事業</b> 介護保険事業特別会計への繰出金	305,938	25,454		22,369	258,115
<b>④介護サービス事業</b> 介護サービス事業特別会計への繰出金	87,419		1,727	6,392	79,300
<b>小計(2)</b>	<b>925,281</b>	<b>163,641</b>	<b>5,083</b>	<b>67,653</b>	<b>688,904</b>
<b>①医療事業</b> 市立芦別病院事業会計に対する補助金、特定不妊治療費助成事務など	85,292		280	6,236	78,776
<b>②予防対策事業</b> 予防接種、健診、がん検査の実施など	35,282	781	2,726	2,580	29,195
<b>③健康増進対策事業</b> チャレンジデー、ファミリースポーツ大会、市民スキー大会の開催など	309			22	287
<b>小計(3)</b>	<b>120,883</b>	<b>781</b>	<b>3,006</b>	<b>8,838</b>	<b>108,258</b>
<b>合計(1)+(2)+(3)</b>	<b>2,447,396</b>	<b>1,112,124</b>	<b>35,445</b>	<b>178,942</b>	<b>1,120,885</b>

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）の推移**

(単位:千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入額	118,885	120,023	121,998	115,423	178,942

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物に対して課される税金です。  
 平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
 過去の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の推移と社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費の決算額は別表1・2のとおりです。



**社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費歳出決算額**

